

具体的な活動報告

当法律センターは、「法的諸問題を憲法と民主主義・平和を擁護する立場に立って対処、解決し、労働者、市民等の権利と生活を擁護することを目的」とするセンター設立の趣旨に基づき、構成団体と弁護士が平和と人権を守る活動を支えている。

なお、長年にわたり当センターの理事をお引き受け頂いていた堀口康純弁護士が今年 6 月に逝去され、現在の会員は 26 団体及び弁護士 12 名となっている。

1. 法律相談活動

- ① 今期の無料法律相談の受付件数は、59 件と昨年とほぼ同程度にとどまった。（詳細は別掲参照）ここ数年、相談件数は以前に比して減少傾向にある。近年では弁護士による電話やメール（365 日、24 時間対応）の無料相談受付や行政機関の相談窓口の増加（とりわけ能登半島地震・豪雨災害以降）などが減少の要因になっているものと思われる。
- ② 当センターは、労福協（ライフ・サポートセンター）の「福祉なんでも相談窓口」の支援団体となっており、毎年開催されるアドバイザー会議で他の団体との連携を確認し、相互に協力しつつ活動している。今期は、消費者生活支援センター経由の相談が多数あった。

2. 学習活動

県平和運動センター及びその会員労組からの要請に応え、学習会等の講師派遣を行ってきた。今期の講師派遣要請は県教組（2025.7/23）の 1 件のみであった。各団体・労組での教宣活動の一助に活用を期待したい。

3. 主な訴訟に関する活動（2024.10.1～2025.9.30）

- ① 志賀原発運転差止め訴訟　以下 2024.10～2025.9 に行われた口頭弁論要旨
- ② 志賀原発株主差止め訴訟（富山訴訟）
- ③ 小松基地爆音訴訟第 7 次訴訟

4. 労働組合、市民団体と連携した活動

「憲法を守る会」や「憲法改悪 NO！市民アクションいしかわ」と連携した活動に取り組んでいる。

- (1) 2024 年 11 月 3 日、金沢市役所前広場において「11.3 護憲集会（憲法を守る会主催）」が行われ、約 150 名が参加した。「平和憲法公布 78 周年記念県民集会（憲法改悪 NO! 市民・アクションいしかわ主催）」では、布施祐仁さん（ジャーナリスト）による「自衛隊と 9 条」～隠された実態、そして戦争する体制へ～と題した講演（石川県教育会館で約 230 名参加）が行われた。
- (2) 2025 年 5 月 3 日の憲法記念日には、「憲法改悪反対」の護憲集会（松ヶ枝緑地公園）が約 70 名の参加で開催された。また、「平和憲法施行 78 周年記念石川県民集会（市民アクションいしかわ主催）」の集会（女性センターで約 350 名参加）では、映画「戦雲・いくさふむ」の上映と三上智恵監督の講演が行われた。

5. 組織強化

現在当センターは、26 の団体・組織及び 12 名の弁護士により構成されている。あらたに当センターの目的に賛同していただける弁護士、団体組織のさらなる拡大が望まれる。

6. 社会文化法律センターとの共同活動

2014 年に再建された社会文化法律センター（東京）の共同代表を、当センター理事長・岩淵正明弁護士が担っている。東京、大阪、横浜、石川の 4 都府県で連絡会を組織し、情報交換や交流を行ってきた。

7. 広報、宣伝活動

当センターの活動の周知のため、「『会報』（年 1 回発行）」に掲載された内容（活動方針や経過報告）をホームページに公開し、情報発信している。今後も毎年更新し、当センターを紹介するためのツールとして活用していく。